

石綿(アスベスト)問題への取組

従業員の皆様の健康を守るために



防

衛

省

はじめに

現在、日本国内において、石綿（アスベスト）による健康被害が社会問題となっており、被害の拡大防止、過去の被害への対応、国民の不安への対応等、政府が一体となって、さまざまな対策を講じています。

在日米軍基地においても、元従業員が石綿粉じんにはく露し、健康被害を受けるなど、従業員の皆様の雇用主である防衛省として、石綿に係る安全対策は、極めて重要な課題であるものと認識しております。

このような認識の下、防衛省としては、石綿粉じんから従業員の皆様の健康を守り、従業員の皆様の安心・安全を確保するため、本書を作成したところです。

本書が、在日米軍基地で働く従業員の皆様の石綿粉じんへのばく露を防止し、安心して安全な職場環境づくりの一助となれば幸いです。

平成22年11月
防衛省地方協力局次長

廣田恭一

Q

石綿(アスベスト)とは？

A

石綿とは、天然に産出する繊維状鉱物で、以下の種類があります。

- | | |
|---------------|-----------|
| ①クリソタイル（白石綿） | ④アンソフィライト |
| ②クロシドライト（青石綿） | ⑤トレモライト |
| ③アモサイト（茶石綿） | ⑥アクチノライト |



①クリソタイル
（白石綿）

②クロシドライト
（青石綿）

③アモサイト
（茶石綿）

提供：(社)日本石綿協会

Q

石綿はどのようなところに使われていたの？

A

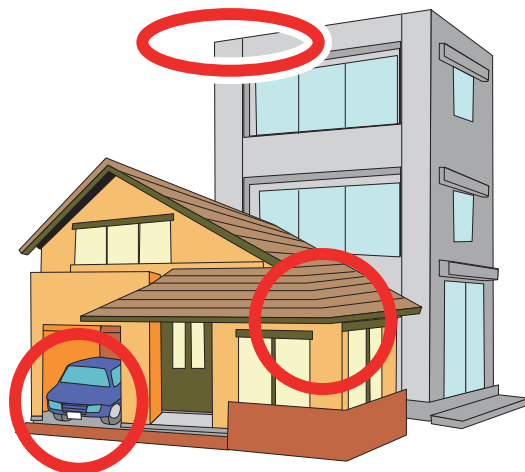
石綿は、ビルの高層化や鉄骨構造化に伴い、昭和40年代の高度成長期に多く使用され、特殊な製品を除き、全面的に石綿の輸入・製造・使用等が禁止される平成18年まで、身の回りには数多くの建材製品と工業製品に使用され、その大部分は建材製品に使用されてきました。

■建材製品の使用

- ・屋根、天井、壁、床の内・外装材や断熱材など

■工業製品の使用

- ・クラッチ、ブレーキ部品など
- ・空調や給湯などの設備、配管の保温材・パッキンなど



Q

石綿による健康障害とは どのようなものなの？

A

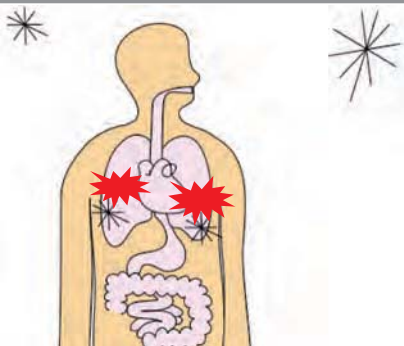
石綿を含む製品自体は、直ちに問題となるものではありませんが、石綿の束や製品をほぐしたり、削ったり、切ったりすると、目に見えないほど極めて小さな繊維（髪の毛の5千分の1程度）となり、空気中に浮遊することがあります。

このように空気中を浮遊し、あるいは浮遊しやすい状態でたい積した粒子等を「石綿粉じん」といい、人がこれを空気と一緒に吸い込んだ場合、その一部は異物として痰の中に混ざり体外に排出されますが、排出されない石綿粉じんは肺の中に滞留し、突き刺さり、健康障害を引き起こすときがあります。

石綿粉じんによる健康障害の多くは、過去のさまざまな業務（作業）における「ばく露」（石綿粉じんにさらされること）に起因するもので、その特徴は、吸い込んでから長期間経過後に発症することや根本的な治療法がないことです。

また、喫煙は石綿による肺がんの発症リスクを高くするといわれています。

石綿粉じんが原因で発症する病気



石綿肺

肺が硬化し呼吸機能低下。息切れ、咳、痰の症状

肺がん

咳、痰、血痰等の症状。喫煙で危険性が高くなる

中皮腫

がんの一種。息切れ、胸痛、咳、発熱等の症状

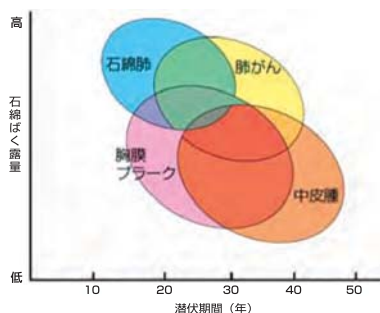
石綿胸水

胸膜の炎症で胸腔に水がたまる。胸痛、呼吸困難

びまん性胸膜肥厚

胸膜がびまん性(連続して)肥厚や癒着したりする

石綿粉じんばく露量と潜伏期間



胸膜プラーク：主に壁側胸膜（肺の外側の薄い膜）に生じる不規則な白板状の肥厚。肺機障害は伴わず、良性の病変と考えられています。

石綿粉じんのばく露量と潜伏期間
(Bohlig 1975を改変)

Q

在日米軍基地で働く従業員の安全はどのように守られているの？

A

JEGSによる石綿の適切な管理

在日米軍は、石綿を含む環境汚染物質の取扱い及び管理方法等について、自らが遵守すべき規準として「日本環境管理基準(JEGS)」(基本的に日米の関連法令のうちより厳しい基準を選択)を作成し、在日米軍基地における石綿を適切に管理しています。

作業箇所における石綿含有の有無の確認

天井や壁の板への穿孔・切断・研磨等の作業、保温材・耐火被覆材等に係る小規模な切断等の作業を始める前には、あらかじめこれら作業箇所における石綿含有の有無が確認されることになっていきますので、自らの判断により作業をせず、監督者又はアスベストプログラム管理官(注)の指示に従ってください。

(注)アスベストプログラム管理官

在日米軍基地の環境部又は安全部のいずれかに所属している者です。担当するメインベース及び支援施設の石綿(アスベスト)に関連するすべての事項の窓口で、各軍が定めるアスベストプログラムの全体を監督する立場にあります。

具体的にはアスベストの調査及び管理・除去に係る維持活動の記録、アスベスト含有物の監視又は必要な対策等を講じます。

石綿の含有が確認された場合の作業手順

監督者又はアスベストプログラム管理官の指示の下、次の安全対策(作業手順)に従って、具体的な作業を行ってください。



石綿の含有が確認された場合の作業手順

- ① 特別教育の受講(石綿の有害性、石綿の使用状況、石綿粉じんの発散防止措置、保護具の目的・使い方、非常時の対応、清掃手順等)
- ② 呼吸用保護具(作業に応じて有効なもの)の使用
- ③ 作業衣(粉じんが付着しにくいもの)の使用
- ④ 「関係者以外立入禁止」の日英両文による表示
- ⑤ 作業場所周辺に石綿粉じんが拡散しないよう気密性のある養生を実施
- ⑥ 切断等の前に石綿含有物質を湿潤化
- ⑦ 石綿廃棄物の密閉容器等への処分
- ⑧ HEPAフィルター掃除機による清掃(廃棄の石綿を掃いてはならない)

* HEPAフィルター: HEPAは「High Efficiency Particulate Air Filter」の略で、目に見えない非常に微細なホコリや放射性微粒子を取り除くために作られた高性能エアフィルターです。

- ⑨ 養生材料の撤去及び石綿廃棄物としての処分
- ⑩ 保護具等の作業場外への持ち出し禁止(汚染のひどい物は廃棄物処分)

注: 監督者等から保護具等の使用を命ぜられた時は、従業員は使用しなければなりません。

Q

万が一、作業中に石綿粉じんにはく露したおそれがある場合、どうしたらいいの？

A

監督者又はアスベスト管理官に報告するとともに、管轄の地方防衛局、地方防衛事務所又は独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の各支部(以下「機構支部」といいます。)に御連絡ください。

地方防衛局又は地方防衛事務所が産業医及び御本人と相談し、米軍と調整の上、健康診断等を実施します。



石綿による健康障害の予防のために、 どのようなことをやっているの？



● 従業員の健康診断

防衛省は、石綿業務に従事する従業員に対して、在日米軍と連携の下、法律等に基づき、雇入れ若しくは石綿業務への配置換えの際又はその後6月以内ごとに1回、定期的に石綿に関する健康診断を実施しています。

また、現在は石綿業務に従事していないが、過去に従業員として石綿業務に従事したことのある方に対しても、6月以内ごとに1回、定期的に石綿に関する健康診断を実施しています。

● 健康相談窓口の設置等

現在、従業員として勤務している方や既に退職された方の健康不安等に対応するため、防衛省は、在日米軍との連携の下、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構と共に次の取組を行っています。

- ① 「石綿に係る健康相談窓口」を開設（連絡先をホームページにも掲載）

防衛省：

<http://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/asubesto/soudanmadoguchi.pdf>

労務管理機構：<http://www.lmo.go.jp/consultation/pdf/ishiwata.pdf>

- ② アスベストプログラム管理官の連絡先一覧を基地内に掲示（石綿に関連する疑問等を直接、米軍に相談できます。）

- ③ 石綿にばく露した可能性のある退職者に対して、労災補償制度等の周知事業を展開（健康状況等の把握、各種手続のフォローアップを段階的に実施。防衛省ホームページにも掲載）

<http://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/asubesto/rousaihoshoh.html>

- ④ 産業医の職場の巡視に際して地方防衛事務所職員等が同行し、従業員から職場の労働衛生に関する意見などを聴取



以前、働いていた会社での作業において石綿粉じんにはばく露していたのでは？



従業員として採用される前に民間企業などで石綿取扱作業等に従事していた方についても、御本人の希望により石綿に関する健康診断を受診できます。

石綿取扱作業等の具体例は下記のとおりですが、これらの作業に従事していた場合には、石綿粉じんにはばく露していた可能性がありますので、健康に不安を感じる方は、地方防衛局、地方防衛事務所又は機構支部に御連絡ください。

- 石綿原綿又は石綿製品の運搬・倉庫内作業
- 配管・断熱・保温・ボイラー・築炉関連作業
- 電気製品・産業用機械の製造・修理に関わる作業
- 造船所内の作業（造船所における事務職を含めた全職種）
- 船に乗り込んで行う作業（船員など）
- 自動車等を整備・修理・解体する作業

上記作業の周辺等で、間接的なばく露を受ける可能性のある作業

なお、ここに記載している作業例は一部であり、これら以外にもあります。更に詳しい情報は厚生労働省ホームページで御確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>

石綿含有物質作業内容の一例



自動車のブレーキパッド。以前は、鉄粉、石綿その他混和材を入れディスクの摩耗の低減および制動効率のアップを図りました。修理・交換時に、摩耗して堆積した石綿含有粉じんにはばく露した可能性があります。



二つ割りのケイカル系石綿保温材。非常に軽く断熱性に優れていますが、もろくて発散しやすいのが欠点。放置すれば自然劣化により飛散し、敷地を往来する労働者がばく露する可能性があります。

出典：厚生労働省HP アスベスト(石綿)情報



石綿による健康障害を発症した場合、 どのような救済制度があるの？



石綿粉じんによく露し健康障害を発症した場合、次の2つの給付制度があります。

従業員が石綿粉じんさらされる業務に従事していた場合には、労働者災害補償保険制度（労災保険制度）により補償を受けることができます場合がありますので、地方防衛局、地方防衛事務所若しくは機構支部の石綿健康相談窓口又は最寄りの労働基準監督署に御相談ください。

また、労災保険制度による補償が受けられない場合でも石綿健康被害救済制度による救済給付を受けることができます場合があります。

詳しくは、地方防衛局、地方防衛事務所若しくは機構支部の石綿健康相談窓口又は独立行政法人環境再生保全機構に御相談ください。

なお、地方防衛局、地方防衛事務所及び機構支部に労災補償制度、石綿健康被害救済制度及び健康管理手帳等に関するパンフレットを設置しておりますので、御活用ください。

次の防衛省ホームページにも掲載しています。

<http://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/asubesto/rousaihosho.html>



【石綿関連情報のホームページアドレス】

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>

環境省

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>

独立行政法人環境再生保全機構

<http://www.erca.go.jp/asbestos/>



石綿に係る日米の相談窓口はどこなの？



米軍の窓口

アスベスト・プログラム管理官（3頁参照）	軍 電
海軍	
三沢海軍航空施設	226-3592
厚木海軍航空施設	264-4055
横須賀艦隊基地	243-3814
佐世保艦隊基地	252-3263
沖縄艦隊基地	634-9638
陸軍	
在日米陸軍基地管理本部	263-4464
在日米陸軍基地管理本部沖縄支部	644-4702
空軍	
三沢基地	226-5487
横田基地	225-5440
嘉手納基地	634-2600
海兵隊	
キャンプ富士	224-8309/8464
岩国航空基地	253-5487
キャンプ・バトラー	645-3806/1483
普天間航空基地	636-3330



防衛省等の健康相談窓口



防衛省

担当部署	住 所	電話番号
防衛省 地方協力局 労務管理課安全衛生室	〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1	03-3268-3111 (内線36549)
東北防衛局 総務部労務対策官	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎	022-297-8295
三沢防衛事務所 首席労務対策調査専門官	〒033-0012 青森県三沢市平畑1-1-31	0176-53-3191
北関東防衛局 総務部労務対策官	〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-600-1837
横田防衛事務所 首席労務対策調査専門官	〒197-0003 東京都福生市熊川864	042-551-6722
南関東防衛局 労務管理官	〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-211-7125
横須賀防衛事務所 首席労務対策調査専門官	〒238-0006 神奈川県横須賀市日の出町1-4 横須賀合同庁舎	046-822-2492
座間防衛事務所 首席労務対策調査専門官	〒242-0004 神奈川県大和市鶴間1-13-2	046-265-6130
富士防衛事務所 労務対策調査専門官	〒412-0042 静岡県御殿場市萩原606	0550-82-1623
中国四国防衛局 総務部労務対策官	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	082-223-7124
岩国防衛事務所 首席労務対策調査専門官	〒740-0027 山口県岩国市中津町2-15-7	0827-21-6195
九州防衛局 総務部労務対策官	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎	092-483-8814
佐世保防衛事務所 首席労務対策調査専門官	〒857-0041 長崎県佐世保市木場田町2-19 佐世保合同庁舎	0956-23-3157
沖縄防衛局 労務管理官	〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9	098-921-8215



独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

担当部署	住 所	電話番号
業務部厚生課	〒220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-3 MMパークビル13階	045-227-4118
三沢支部給与厚生課	〒033-0012 青森県三沢市平畑1-1-25	0176-53-4165
横田支部厚生課	〒196-0014 東京都昭島市田中町568-1 昭島昭和第2ビル4階	042-542-7883
横須賀支部厚生課	〒238-0011 神奈川県横須賀市米が浜通1-6 村瀬ビル4階	046-828-6946
座間支部厚生課	〒228-0011 神奈川県座間市相武台1-6067	046-251-0702
岩国支部給与厚生課	〒740-0027 山口県岩国市中津町2-15-35	0827-21-1271
呉分室	〒737-0051 広島県呉市中央1-6-9 センタービル呉駅前4階	0823-32-7087
佐世保支部給与厚生課	〒857-0056 長崎県佐世保市平瀬町3-1	0956-23-7191
沖縄支部厚生課	〒904-0202 沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良1058-1	098-921-5534



【発行】
防衛省地方協力局労務管理課
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1
TEL.03-5227-2443